様式7

アドバイス・レポート

令和 2 年11月12日

※平成25年4月1日以降に支援機構への受診申込分から適用

令和2年9月25日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた(社会福祉法人 精華町社会福祉協議会)につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

<理念に基づいた地域への貢献>

精華町社会福祉協議会が「社協ふくし」&「相続相談」を実施されています。 ケアマネジャーが相談員となりこの事業に参加し、地域の方の困りごとに対応されています。「相続相談」の相談員は、「京都やましろ相続相談センター」の協力で、弁護士や司法書士、税理士等が専門的に相談に応じる等、「地域で共に助けあい支えあうまちづくり」を実践されています。

<職員の意見を反映する組織体制>

特に良かった点とその 理由

(X)

居宅介護支援事業所内の「ミーティング」から理事会まで、社会福祉協議会全体として案件別に権限も明確にされており、組織体制が整っています。居宅介護支援事業所の重点目標を「個別支援から地域支援に向けた広い視点をもつことで、これからも住み慣れた自宅で安心して過ごせるように支援する」と職員の意見で決定し実践されています。

<公正中立なサービス提供と適切なケアマネジメント>

精華町全域を事業の範囲とし「令和2年度居宅介護支援事業所事業計画」でも具体的な数値目標をあげて、依頼は断らないという姿勢で積極的に利用者を受けておられました。また適切なケアマネジメントのため、定期的に研修会を行うとともに、ケアプラン点検では各自が担当する利用者のケアプランを用いて事例検討会をするなど常に振り返りの姿勢を忘れず丁寧な支援が提供されています。

	<事故の再発防止等>
	居宅介護支援における事故の定義が不十分でした。「ヒヤリハット」の事例も
	見当たりませんでした。
特に改善が望まれる点とその理由(※)	<記録の持ち出し・管理> 社会福祉協議会全体としての規程はありましたが、内容が居宅介護支援業務に即したものではありませんでした。また、記録は施錠できる棚で管理されていますが、日中は開錠されており職員不在時、事務所入り口も施錠されていませんでした。
	<事故の再発防止等>
	居宅介護支援における事故については損害賠償保険の定義を参照にするな
	ど、ミーティング等で具体的に内容を確認されることをお勧めします。その
	定義に基づき「ヒヤリハット」を記載し再発防止に向け検討されることをお
	勧めします。
具体的なアドバイス	
	<記録の持ち出し・管理>
	実情に合わせ文書規程を変更されることをお勧めします。また、館内は常に
	人がいる状態ですが、その分人の出入りもあるため、職員不在時は事務所を
	施錠する等、適切な管理方法について検討されることをお勧めします。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果対比シート」 に記載しています。

(様式6)

評価結果対比シート

※平成25年4月1日以降に支援機構への受診申込分から適用

事業所番号	2671400089
事業所名	社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
受診メインサービス (1種類のみ)	居宅介護支援
併せて評価を受けたサービ ス(複数記入可)	
訪問調査実施日	令和2年10月16日
評価機関名	公益社団法人 京都府介護支援専門員会

大項目	中項	小項目	通	評価項目		結果			
			番		自己評価	第三者評価			
I 介	I 介護サービスの基本方針と組織								
	(1)組織の理念・運営方針								
		理念の周知と実 践	1	組織の理念及び運営方針を明確化・周知している。また、法人の 経営責任者(運営管理者含む)及び事業所の職員全員が、理念及 び運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	Α	Α			
		組織体制	2	経営責任者(運営管理者含む)は、公正・適切なプロセスで意志 決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	А	А			
		(評価機関コメン	h)	法人理念「地域で共に助け合い 支えあうまちづくり」は事業所「名刺やパンフレットや広報誌「社協だより」にて職員・利用者・1ます。 事務分掌により職務権限が明確にされています。理事会は年6回が出席されています。ケアマネジャー全員が出席する「ミーティご出された意見は、「職員会議」⇒「係長会議」⇒「課長会議」⇒事会」へと反映される仕組みになっています。	地域に周知 開催され ング」(月	ロされてい 、管理者 引回)で			
	(2)計區	画の策定							
		事業計画等の策 定	3	組織として介護サービスの向上に向けた計画を策定するとともに 着実に実行している。また計画策定には多角的な視点から課題を 把握している。	Α	А			
		業務レベルにお ける課題の設定	4	各業務レベルにおいて課題が設定され、各部門全体が課題の達成 に取り組んでいる。	А	А			
		(評価機関コメン	F)	社会福祉協議会として「地域福祉活動計画」を5年ごとに策定され に居宅介護支援事業所としての中・長期計画も含まれています。」 保険事業等計画」を作成されています。 部門の重点目標を「個別支援から地域支援に向けた広い視野をらも住み慣れた自宅で安心して過ごせるように支援します」と決 は、年2回「地域福祉活動計画推進委員会」で定期的に報告されて	単年度計画 もつことで め、課題 <i>の</i>	回は「介護で、これか			
	(3)管理	理者等の責任と	ヒリ	ーダーシップ					
		法令遵守の取り 組み	5	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	А	А			
		管理者等による リーダーシップ の発揮	6	経営責任者又は運営管理者は、自らの役割と責任を職員に対して 表明し、事業運営をリードしている。	А	А			
		管理者等による 状況把握	7	経営責任者又は運営管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつ でも職員に対して具体的な指示を行うことができる。	А	Α			

(評価機関コメント)	カ」の中で明文化されています。年1回宝職員が記載する「布室調査」の中で管理者に対する意見記述欄を設け、事務局長が把握し、必要事項を管理者にフィードバックする仕組みがあります。 管理者は常時携帯電話で連絡が取れる状況で、適切に職員に対して指示が行われて
	います。日々の状況は、「日報」で詳細に把握されています。

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		1結果 第三者評価			
Ⅱ組絹	Ⅲ組織の運営管理								
	(1)人材の確保・育成								
		質の高い人材の 確保	8	質の高い介護サービスを提供できる人材の確保のために、必要な 人材や人員体制についての管理・整備を行っている。	А	А			
		継続的な研修・ OJTの実施	9	採用時研修・フォローアップ研修等を実施し、段階的に必要な知 識や技能を身につけることができる。また業務を通じて日常的に 学ぶことを推進しており、スーパービジョンを行う体制がある。	Α	А			
		実習生の受け入 れ	10	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備 している。	А	А			
		(評価機関コメン		人員体制については、管理者と事務局長で検証する仕組みがありて資格取得を推進する仕組みがあり「資格取得支援事業」や「資格 度があります。 体系化された研修計画があります。月1回「ミーティング」でテ 会をしたり、月1回事例検討(ケアプラン点検)を行い、職員が互 保されています。 実習受け入れについてマニュアルが整備されています。主任介認 いため、ケアマネジャーの実習の受入れはできませんが、福祉関係 受け入れる姿勢があります。	各取得促近 ・一マを決 こいに学ぶ 護支援専門	生事業」制 めて勉強 機会が確 引員がいな			
	(2) 労債	動環境の整備							
		労働環境への配 慮	11	質の高い介護サービスを提供することができるよう、職員の労働 環境に配慮している。	А	А			
		ストレス管理	12	職員の業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組 みを行い業務の効率を高めている。また、スタッフが充分にくつ ろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し必要な環境を 整備している。	А	А			
		(評価機関コメン	F)	年間休日122日。有給休暇は年間で計画的に取得できるよう調整しデーを決めるなど労働環境に配慮されています。訪問の移動に関い、事業所で自動車や電動自転車が準備されています。 年1回ストレスチェックを実施して、必要時産業医に直接相談でます。ハラスメントに関する規程も整っており、休憩室も感染防空きスペースを有効活用されています。	する負担軸 きる仕組	圣減のため みがあり			
	(3) 地址	或との交流							
		地域への情報公 開	13	事業所の運営理念を地域に対して開示し、広報するとともに、利 用者と地域との関わりを大切にしている。	В	В			
		地域への貢献	14	事業所が有する機能を地域に還元している。	Α	Α			
		(評価機関コメン	h)	事業所の概要は、「社協だより」を年4回発行し、町内全戸に配布対して開示しています。情報の公表制度等が開示される仕組みがでは、かばのサロンや「せいかまつり」に参加し、介護相談を行うなれています。また、社会福祉協議会が実施している「社協ふくして)にも相談員として参加する等、事業所の機能を地域に還元された。	ありません ど地域活動 &相続相談	しでした。 めに参加さ 炎」(月2			

大佰日 中項 小佰日 通 評価結果

	目	小块口	番	11世後口	自己評価	第三者評価
適	切な介	護サービスの	の実	施		
	(1)情報	報提供				
		事業所情報等の 提供	15	利用者(希望者含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供 している。	А	А
		(評価機関コメン	F)	社会福祉協議会のホームページやパンフレットに居宅介護支援事時がわかりやすく記されています。また「社協だより」や年2回発より」で居宅介護支援事業所からタイムリーな介護保険情報の発利用者の問い合わせや居宅介護支援の依頼は「介護相談記録」にす。	行の「ケ 信をされて	アマネだ こいます。
ľ	(2)利月	用契約				
		内容・料金の明 示と説明	16	介護サービスの利用に際して必要となる内容や料金について、利 用者に分かりやすく説明し同意を得ている。	Α	А
		(評価機関コメン	h)	契約時に重要事項説明書においてサービス内容や料金についての家族の同意を得ておられます。また料金等に改定があった時はその得ておられます。利用者の判断能力に支障がある場合は成年後見、代理人と契約を締結されています。	の都度別約	氏で同意を
	(3)個別	別状況に応じた	こ計i			
		アセスメントの 実施	17	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況を踏まえたうえでアセ スメントを行っている。	А	А
		利用者・家族の 希望尊重	18	個別援助計画等の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、 利用者及びその家族の希望を尊重している。	Α	А
		専門家等に対す る意見照会	19	個別援助計画等の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	A	А
		個別援助計画等 の見直し	20	定期的及び必要に応じて、個別援助計画等の見直しを行ってい る。	Α	Α
		(評価機関コメン	F)	事業所で統一されたアセスメントシートでアセスメントを行い、 向を尊重したケアプランを作成されています。 「居宅介護支援計画連絡票」を用いて主治医およびサービス事業ド を事前に聴取する等、サービス担当者会議が有効に行えるよう工 アプランの見直しについては「居宅介護支援係 業務マニュアル」 す。	听の各専┞ 夫されてい	¶職の意見 Nます。ケ
	(4)関係	系者との連携				
		多職種協働	21	利用者のかかっている医師をはじめ、関係機関との間で、連携体 制又は支援体制が確保されている。	Α	А
		(評価機関コメン	F)	利用者の入院時には在宅での情報を提供し、退院時には退院前力はて積極的に多職種の専門的意見を聴取されています。精華町作 報」や「医療と介護の情報マップ」を事業所に常備して活用されてア会議や認知症初期集中支援の会議にも参加されています。	或の「医療	操機関情
ľ	(5)サ-	ービスの提供				
		業務マニュアル の作成	22	事業所業務について、標準的な実施方法(業務マニュアル・手順等)が整備され、職員に活用されている。標準的な実施方法は自立支援につながり、事故防止や安全確保を踏まえたものになっている。	В	В
		サービス提供に 係る記録と情報 の保護	23	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されてお り、管理体制が確立している。	А	В
		職員間の情報共 有	24	利用者の状況等に関する情報をスタッフ間で共有化している。	Α	А
		利用者の家族等 との情報交換	25	事業者はサービスの提供にあたって、利用者の家族等との情報交 換を行っている。	А	Α

	(評価機関コメン	F)	「居宅介護支援係 業務マニュアル」は定期的・計画的に見直してのケアマネジャーに配布されています。しかし、「顧客満足度調ニュアルに反映する仕組みがありませんでした。記録の管理については社会福祉協議会の規程に基づいて行われ、護支援の業務に即した持ち出し規程がありませんでした。記録は、理されていますが、日中は施錠されておらず事業所に職員が不在しをとられていませんでした。 毎朝の「ミーティング」で利用者の情報共有を行うとともに、、ン点検」の日には担当している利用者のケアプランを用いて事例れます。毎月のモニタリングでは独居の方など別居の家族の方へい情報交換されています。	を でいますたる でいまできま のの でいまできま のの でいまできます。 ではなるの では のの を でいまできます。 ではなるの では ののをぞ	デ結果 を を ままで対 が ままに プログラン プログラン プログラン プログラン フログラン アングラン アングラン フログラン フ
(6) 衛	生管理				
	感染症の対策及 び予防	26	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、職員 全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行ってい る。	А	А
	事業所内の衛生 管理等	27	施設(事業所)内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	Α	Α
	(評価機関コメント)		「感染症の対策及び予防に関するマニュアル」に基づいて事業所に 修を行っておられます。マニュアルの更新も年1回以上されていま における感染予防対策は社会福祉協議会全体で徹底して行い、毎 所内の一斉消毒もされています。事業所内は日々整理整頓され、 員が行い、年2回清掃業者が入っています。衛生管理者や衛生委員 て定期的に巡視されています。	す。特に 日時間を決 定期清掃に	コロナ禍 kめて事業 t週1回職
(7)危	機管理				
	事故・緊急時の 対応	28	事故や緊急時における対応等を定めたマニュアルがあり、年に 1 回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	А	А
	事故の再発防止 等	29	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止 のために活用している。	А	В
	災害発生時の対 応	30	災害発生時における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回 以上、必要な研修又は訓練が行われている。	A	А
	(評価機関コメン	F)	「居宅介護支援係 業務マニュアル」に緊急時の対応方法とフロますが、居宅介護支援における事故という視点からの事故の把握バット」の様式はありますが記載事例がありませんでした。 災害においては併設のデイサービスセンターにおける災害を想覧 常災害対策計画」に基づいて年1回の避難訓練を行っておられます 議会の建物「かしのき苑」が福祉避難所として地域で指定されています。	が不十分で 定して作 <i>ら</i> っまた社	で「ヒヤリ られた「非 会福祉協

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		i結果 第三者評価
		<u> </u> 護の観点	钳	<u> </u>	自己評価	弗二 百評価
∟የ ጥነ⁄ገ		受い 託 派 用者保護				
	(1 <i>) ተ</i> ህ/	71年 体设 	Ι	레므ᆇᆂᆣᇝᄔᅟᅜᄀᄖᄴᅚᄼᅼᄡᆇᇝᅘᄽᇝᄱᄔᆫᄢᄛᆝᆂ		
		人権等の尊重	31	利用者本位のサービス提供及び高齢者の尊厳の保持に配慮したサービス提供を行っている。	Α	Α
		プライバシー等 の保護	32	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもって サービスの提供を行っている。	А	Α
		利用者の決定方 法	33	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	А	Α
		(評価機関コメン	F)	理念や運営方針に個々の利用者の尊厳保持について明確に表記さ ンケートの結果をもとに「ミーティング」でサービス提供のあり を行っておられます。利用者のプライバシー保護についても「ミ- を行い、居宅訪問時や利用者来所時の対応に配慮されています。 人員の都合で一時的に担当者数が上限に達していましたが、支援 らず受け入れておられます。活動範囲圏域外でやむを得ず断った「対応報告書」にて断る理由を明記し、決裁をとっておられます。	方について ーティンク の依頼は基 ケースにつ	て振り返り ブ」で研修 基本的に断
	(2)意	見・要望・苦忖	青へ	- の対応		
		意見・要望・苦 情の受付	34	利用者の意向(意見・要望・苦情)を広く拾い上げ、収集する仕 組みが整備されている。	Α	Α
		意見・要望・苦 情等への対応と サービスの改善	35	利用者の意向(意見・要望・苦情)に迅速に対応するとともに、 サービスの向上に役立てている。	А	А
		第三者への相談 機会の確保	36	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及 びその家族に周知している。	А	Α
		(評価機関コメン	F)	毎月のモニタリング訪問時に利用者の意向を確認するとともに「 務マニュアル」においても利用者の不満や要望をしっかり把握す サービスにつながると明記され実践されています。実際に苦情が 対応結果報告書」にて社会福祉協議会組織として対応されていま 匿名でホームページで公開されています。 第三者委員を2名設置し、公的機関の相談窓口を重要事項説明書 に、事業所内に「苦情解決体制図」を掲示し周知されています。	ることがよ あった時に す。またそ	り良い には「苦情 その内容は
	(3)質(の向上に係る耳	Q組			
		利用者満足度の 向上の取組み	37	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	В	А
		質の向上に対す る検討体制	38	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、運営管理者を含む 各部門の全職種の職員が積極的に参加している。	А	А
		評価の実施と課 題の明確化	39	サービス提供状況の質の向上のため、定期的に評価を実施するとともに、評価結果に基づいて課題の明確化を図っている。	А	Α
		(評価機関コメン	F)	今年度から利用者の「顧客満足度調査」(アンケート)を実施さたから利用者の「顧客満足度調査」(アンケート)を実施さたでアンケート結果について検討し、実際に「ケアマネだより」と両面で作成する等利用者の意見を取り入れ変更した事例を確認し内容は「係長会議」において検討され情報共有を行っておられま他事業所との情報共有は従来から「ケアマネ連絡協議会」(コがら参加人数や回数を限定)や「精華ケアマネcafé」(現在休止的に行っています。 社会福祉協議会として計画的に第三者評価を受診しておられ、推進委員会」にて、定期的に事業の報告を行い、評価する仕組みに	。「ますっぱっぱい。」 「これた」。 「なし。」 「いた」。 「ではずいでは、 「ではずいでは、 「ではずいでする。」 「ではずいでする。」 「ではずいでする。」 「ではずいでする。」 「ではずいでする。」 「ではないできる。 「ではないできる。 「ではないできる。 「ではないできる。 「ではないできる。 「ではないできる。 「ではないできる。 「ではないできる。 「ではないできる。 「ではないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでも	- イング」 - イング」を - 通情対応の - 学を鑑みなる - でいまでいる。 - でいまでいる。 - イングロン・ - イングロン・ - イングロン・ - イングロン・ - イングロン・ - イングロン・ - イングロン・ - でいまする。 - でいまる。 - でいま。 - でいまる。 - でいま。 - でいま。 - でっ。 - で。 - で。 - で。 - で。 -